

令和6年1月4日

お客さま 各位

災害復旧ローンの取扱い開始について

このたびの令和6年能登半島地震により被災された皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

氷見伏木信用金庫（理事長 藤井 隆）は、今般の地震の影響による被害に対する復旧復興にかかる幅広い資金ニーズに迅速にお応えするため、個人の方を対象に「災害復旧ローン」の取り扱いを開始いたしましたのでお知らせします。

記

<災害復旧ローンの概要>

商品名	災害復旧ローン
お取扱期間	令和6年1月4日（木）～令和6年6月28日（金）
ご利用いただける方	令和6年能登半島地震により被害を受けた個人の方（り災証明書は不要）
お使いみち	被災からの生活再建にかかる次の資金 ①住宅の補修・修繕費用 ②自動車の修理・買換費用 ③家具・家電等の修理・買換費用 ④申込人が自信用金庫から借り入れた基金保証付個人ローンの借換資金※ ※①から③のいずれかと合わせた申込に限ります
ご融資金額	500万円以内
ご融資利率	1.00%（固定金利・保証料含む）
ご融資期間	3ヵ月以上10年以内
ご返済方法	毎月元金均等・元利均等割賦返済（元金返済据置期間は6ヵ月以内） ※保証金額の50%以内につき6ヵ月ごとの増額（ボーナス）返済併用も可能です。
お支払方法	原則、ご購入先等に振込みさせていただきます
保証会社	一般社団法人しんきん保証基金

以上

<本件に関するお問い合わせ先>

氷見伏木信用金庫 業務部業務課 0766-74-4101